

TC フォーラム政策勉強会の開催について(メモ)

2020年8月24日

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム

共同代表 益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催することになりました。コロナ禍のなか、リアルの勉強会を持つことは難しい常態にあり、ZOOM の配信ツールを使ってオンライン勉強会のかたちで開催することにしております。

第1回 TC フォーラム政策勉強会(オンライン)は、次のようなテーマで、2020年8月18日(火)午後3時から5時まで、開催されました。

アメリカの納税者権利憲章を読む

報告者:石村耕治

【資料:石村耕治「アメリカの納税者支援調整官制度」TC フォーラム研究報告 2020年1号 [http://tc-forum.net/wordpress/wp-](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2020/03/91eccf0dc185dd3bf3a75ffe94ad0061.pdf)

[content/uploads/2020/03/91eccf0dc185dd3bf3a75ffe94ad0061.pdf](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2020/03/91eccf0dc185dd3bf3a75ffe94ad0061.pdf)

石村耕治「アメリカの連邦納税者権利擁護官サービス(TAS)」TC フォーラム研究報告 2020年3号 [\[content/uploads/2020/07/531b3099e1d8a24d6b7c852596a732a7.pdf\]\(http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2020/07/531b3099e1d8a24d6b7c852596a732a7.pdf\)】](http://tc-forum.net/wordpress/wp-</p></div><div data-bbox=)

●第1回 TC フォーラム政策勉強会での石村報告のポイント(メモ)

石村報告のポイントは、簡潔にまとめてみると、次のとおりです。

(1) アメリカの憲章/納税者サービスの基本構造

- ①課税庁のあり方: ①執行中心の「自発的納税強制」(voluntary tax compulsion)を推進する組織か、②サービス主導の「自発的納税協力」(voluntary tax compliance)を推進する組織かの選択がある。
- ②近年、数多くの諸国では、②サービス主導の課税庁づくりの政策を推進してきている。サービス主導の課税庁づくりには、納税者権利憲章は必須アイテムである。
- ③納税者権利憲章(以下「憲章」)には、「立法型」と「行政型」がある。
- ④アメリカの場合は、「立法型」の憲章を採用している。つまり、法律の裏付けのあるかたちで憲章をつくり、公表している。
- ⑤アメリカの場合は、連邦に加え、各州レベルでも憲章を制定している。
- ⑥連邦では、これまで数次にわたり、納税者権利章典法(Act/T1・T2・T3・T4)を制定して納税者サービスの態勢を整備してきている。
- ⑦T3(第3次納税者権利章典法/IRS再編・改革法)では、連邦課税庁であるIRS(内国歳入庁)のカルチャー(文化)を、「税の徴収機関」から、納税者をカスタマー(お客様)とみて対応する「納税者サービス機関」にチェンジ(変革)した。
- ⑧そのうえで、納税者と課税庁との間を調整・仲介する「中立的な存在」「納税者オンブズマン」から、納税者の権利利益を代理する「納税者権利擁護官(Taxpayer Advocate)」の仕組みに大胆にチェンジした。
- ⑨現在、IRS(連邦課税庁)は、「納税者サービス機関」として、納税者へのサービス提供のあらゆる場面で、わかりやすい言葉で納税者の権利利益をあらわしたパンフ『納税者としてのあなたの権利』(最新版は2014年6月改訂)を配付している。

(2) わが国でアメリカから学ぶべきポイント

以上のようなアメリカでの動きを参考に考え、石村報告で指摘され、わが国で検討すべきポイントをあげると、次のとおり。

- ①わが国でも、課税庁を、「税の徴収機関」から「納税者サービス機関」に「カルチャー(文化)」にチェンジする方向性を探る必要がある。課税庁の「カルチャー」をチェンジしないと、真の意味での「納税者が主役」の税務行政には改革できないのではないかと。
- ②改革のツール(道具)として、(a)「納税者権利憲章」に加え、(b)「課税庁の納税者権利擁護サービスをする組織づくり」が要る。その場合、現行の納税者支援調整官制度のチェンジで可能か、それとも新組織が必要か？

- ③ 現行の納税者支援調整官制度を知らない納税者や納税者団体が多いのではないかと現行の制度を積極的に活用し、制度改革の必要性を訴える運動も必要ではないか？制度改革の素材を提供する意味では、アメリカの納税者権利擁護官制度をもっと詳しく精査する必要があるのではないかと〔納税者と課税庁との間を中立的な立場で仲裁・調整する“納税者支援調整官”から、納税者の権利利益を代理し納税者の立場にたって課税庁と対峙する“納税者権利擁護官”へのチェンジ〕
- ④ かつてわが国においても、旧民主党政権で提案された「納税者権利憲章」を国税通則法に盛り込む提案が頓挫したが、その経緯、軌跡をもう一度丹念の分析する必要があるのではないかと
- ⑤ 報告では名古屋市での憲章づくり、中断された経緯が紹介された。「納税者権利憲章づくり」が目的、シングルイシューの市民団体である TC フォーラムは、あまり協道にそれずに、本筋の憲章づくりにまい進する必要がある。憲章づくりに回帰するという意味でも、国レベルでの憲章造りの加え、地方レベルでの憲章づくりを進める必要があるのではないかと

● 今後の TC フォーラム政策勉強会 (オンライン) 開催計画

次回以降、TC フォーラム政策勉強会 (オンライン) では、次のようなテーマ (未確定) を予定しております。

第 2 回: わが国の納税者支援調整官制度とアメリカの連邦納税者権利擁護官制度の比較

(2020 年 9 月 15 日 [火] 午後 3 時 ~ 5 時まで)

報告者: 岡田俊明・石村耕治

【資料: 岡田担当分については、参加申込者へメール配信の予定、石村耕治「アメリカの連邦納税者権利擁護官サービス (TAS)」TC フォーラム研究報告 2020 年 3 号

[http://tc-forum.net/wordpress/wp-](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2020/07/531b3099e1d8a24d6b7c852596a732a7.pdf)

[content/uploads/2020/07/531b3099e1d8a24d6b7c852596a732a7.pdf](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2020/07/531b3099e1d8a24d6b7c852596a732a7.pdf)】

第 3 回: イギリスの納税者憲章と HMRC 苦情処理官制度 (日程未定) 報告者 石村耕治

【資料: 石村耕治「イギリスの納税者憲章」TC フォーラム研究報告 2020 年 2 号

[http://tc-forum.net/wordpress/wp-](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/50480b8a186ae2400c6bf71535a913f6.pdf)

[content/uploads/2020/04/50480b8a186ae2400c6bf71535a913f6.pdf](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/50480b8a186ae2400c6bf71535a913f6.pdf)】

第 4 回: 討論: 納税者支援調整官の積極的な利用でわが課税庁のカルチャーをチェンジ (変革) しよう (日程未定)

第 5 回: 討論: わが国で 2010 年に頓挫した納税者権利憲章づくりを検証する (日程未定)

【お願い】

- * 次回【第2回政策勉強会】では、岡田運営委員には(a)わが国の納税者支援調整官の制度と運用実態について、ご報告いただきます。また、石村共同代表には(b)アメリカの連邦納税者権利擁護官の制度と運用実態について報告いただきます。

- * 次回【第2回】政策勉強会に参加される方は、「処分」と「事実行為」の違いについて、予習してください。納税者権利擁護官や納税者支援調整官は、一般に「処分(更正処分など)」事案ではなく、「事実行為(税務調査など)」事案を中心に、納税者を救済する組織です。一方、「処分」については、争訟【(不服申立て/裁判)、つまり再調査の請求(旧異議申立て)、国税不服審判所、さらには裁判所(司法)】で救済を求めるルールになっています。

- * TCフォーラムの会員で、オンライン勉強会にオブザーバーとして聴講を希望する方は、TCフォーラムの事務局にご連絡ください。また、会員の推薦のある方も、聴講の希望があれば参加できます。事務局から招待状をメールで送付します。ただ、ZOOMでの招待者数にはリミットがあり、ご希望のそえないこともあります。あらかじめご了解ください。